

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正等について

平成19年2月
海事局海技資格課I. 改正の背景

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号。以下「法」という。）は、船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者の資格並びに小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の資格及び遵守事項等を定め、もって船舶の航行の安全を図ることを目的としており、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和26年運輸省令第91号。以下「規則」という。）は、法に基づき、免許に係る試験の種別、学校卒業者に対する乗船履歴の特例等必要な事項が定められています。

今般、若手船員の確保・育成を推進するため、六級海技士（航海）の更なる取得促進のための措置を講ずる等所要の改正を行うことを検討しています。

また、一人乗り小型漁船において船外転落事故が多発していることから、遵守事項として定めている船外への転落に備えた措置を講ずる場合の一部見直しを検討しています。

II. 改正の概要

1. 六級海技士（航海）の更なる取得促進について

- ① 学科試験の全部又は一部が免除される登録船舶職員養成施設の種類に、一般高等学校卒業以上の学歴を有する者を対象とする六級海技士（航海）第一種養成施設を追加します。
- ② 六級海技士（航海）第一種養成施設の課程を修了した者について、海技試験の受験に必要な乗船履歴の期間を八月以上（うち、練習船による実習が二月以上）とします。

2. 船外への転落に備えた措置を講ずる場合の一部見直しについて

船外に転落した際に短時間で救助されるため適切な連絡手段を確保しているか否かにかかわらず、航行中の小型漁船に一人で乗船して漁ろうに従事している場合、小型船舶用救命胴衣等の着用を義務化します。

3. その他

- ① （独）海技教育機構における新たな三級海技士養成課程の設置に伴い、同課程を卒業した者について、海技試験の受験に必要な乗船履歴の期間を六月以上（うち、練習船による実習が六月以上）とします。
- ② 規則等に定められる立入検査職員証の表記事項について、平成18年4月25日総務省通知「検査・調査等業務従事者の身分確認に関する通知」を受けた所要の改正を行います。

III. 今後のスケジュール（予定）

公 布 平成19年3月下旬

施 行 平成19年4月1日（ただし、上記II. 2. については、平成20年4月1日）